

**重度心身障害児・者
医療費助成制度**

重度心身障害児・者が医療を受けるとき、各医療保険の対象となる医療費の自己負担分を助成する制度です。

◆**対象者**(①～③のいずれかに該当する方)

- ① 身体障害者手帳1級または2級の方
- ② 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の方
- ③ 身体障害者手帳3級または4級を所持し、かつ中度知的障がいと認定された18歳未満の合併障がいの方

※ただし、65歳以上で、平成15年10月以降に新たに①・②の認定を受けた方は、平成26年度市町村民税非課税世帯の方のみ対象です。(課税世帯の方は対象となりません。)

対象者で、世帯状況(転入・転出者があった)や健康保険の変更などがあった場合は、手続きが必要となります。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-21116(課直通)

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、身体的・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。

支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

◆**支給要件**(児童の障がいが①～③のいずれかに該当する場合)

- ① 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方
- ② 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の方
- ③ 精神の障がいがあり、①・②と同程度以上と認められる方

◆**支給の制限**

該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者・配偶者・扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

◆**手当額**

- 1級 月額5万1100円
- 2級 月額3万4030円

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-21116(課直通)

佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

☎ 55-3112(直通)

**ひとり親家庭医療費助成事業
をご存知ですか?**

配偶者のいない父・母とその児童、または父母のいない児童について、医療費の自己負担(高額医療費は除く)を助成します。

※受給者および同居している扶養義務のある方の前年の所得に対して所得税が課税されている場合は対象となりません。

◆**助成の種類**

【現物給付】

受給者証を医療機関に示し、助成金は支払わずに済む方法

【療養費払い】

いったん自己負担を支払い、後日役場で給付請求する方法
※県外受診の場合はこの方法になります。領収書が必要です。

◆**申請時に必要なもの**

- 【新規】(随時受付)
印かん、保険証
- 【更新】(6月5日～26日受付)
印かん、保険証、同意書、申請書、受給者証

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-21116(課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112(直通)

**平成27年度 慰霊巡拝
参加者募集**

厚生労働省と高知県では、平成27年度の慰霊巡拝に参加する方を募集しています。

地域ごとに募集人員、募集時期、実施予定時期が異なりますので、詳細は健康福祉課福祉係または各遺族会長へお問い合わせください。

◆**対象地域**

- ① 旧ソ連沿海地方
- ② ウズベキスタン
- ③ 中国東北地方
- ④ 硫黄島
- ⑤ 東部ニューギニア
- ⑥ インドネシア
- ⑦ 北ボルネオ
- ⑧ パラオ
- ⑨ フィリピン

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-21116(課直通)